香美市告示第 131 号

香美市介護人材確保支援事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和4年6月30日

香美市長 依光 晃一郎

香美市介護人材確保支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、介護職員初任者研修を受講するための費用の一部について、香美市補助金の交付に関する規則(平成18年香美市規則第48号)及びこの告示の定めるところにより、香美市介護人材確保支援事業助成金を交付し、市内の訪問介護事業所における介護人材を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによ る。
  - (1) 訪問介護事業所 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する居宅サービスのうち訪問介護を行う事業所、法第115の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業を行う事業所又は法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスのうち訪問介護を行う事業所をいう。
  - (2) 介護職員初任者研修 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程をいう。

(助成対象者)

- 第3条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、市内の訪問介護 事業所を運営する法人(以下「対象法人」という。)であって、当該対象法人が雇用して いる介護職員に係る介護職員初任者研修の経費を負担したものとする。ただし、対象法人 の役員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の対象としない。
  - (1) 助成金の交付に係る計画の承認の申請を行った日前5年以内に介護サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたことがあること。
  - (2) 市税の滞納があること。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有していること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が助成金の交付の対象として適当でないと認める事項

(助成対象経費)

- 第4条 助成の対象とする経費(以下「助成対象経費」という。)は、介護保険法施行令 (平成10年政令第412号)第3条第1項第1号ロに定める介護員養成研修事業者(以下「研修事業者」という。)が実施する研修に次の各号のいずれにも該当する者(以下「受講者」という。)が受講するために要する経費(必須テキスト代及び実習費を含み、補講料、追加受験料等を除く。以下「受講費」という。)であって、助成対象者が研修事業者に支払ったものとする。ただし、受講者が直接研修事業者に受講費を支払い、助成対象者が当該受講費の全部又は一部に相当する額を受講者に支給したとき(給与、賃金、諸手当等と明確に区分して支給した場合に限る。)は、当該支給した経費を助成対象経費とする。
  - (1) 助成対象者と直接雇用契約を締結していること。
  - (2) 研修事業者が発行する修了証明書の交付を受けていること。
  - (3) 第6条に規定する交付申請書を提出する時点で助成対象者が運営する訪問介護事業所(市外に所在するものを除く。)に介護職員として継続して3か月以上従事していること。

(助成金の交付額)

- 第5条 助成金の交付額は、受講者1人につき助成対象経費の総額と50,000円とのいずれ か低い額とし、予算の範囲内において交付する。この場合において、1,000円未満の端数 があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、介護職員初任者研修について他の補助制度に係る補助金等の 支給を受けている場合は、対象経費から他の補助制度による支給額を差し引いた額に2分 の1を乗じた額(1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を予 算の範囲内で助成するものとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、香美市介護人材確保支援事業助成金 交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に市長が必要と認める書類を添 えて提出するものとする。 (交付決定)

第7条 交付申請書の提出があったときは、審査のうえ助成金交付の可否を決定し、香美市 介護人材確保支援事業助成金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通 知をするものとする。

(交付請求)

第8条 前条の規定により助成金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた者は、香美市介護人材確保支援事業助成金交付請求書(様式第3号)を提出するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第9条 交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は 既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

(関係書類の保管)

第10条 市長及び交付決定者は、この助成金に関係する書類、帳簿等を当該年度の翌年度 から起算して5年間整理保管するものとする。

(消費税等に係る税額控除の報告)

第11条 交付決定者は、助成金の交付を受けた後に、消費税及び地方消費税の申告により 助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合は、速やかに消費 税及び地方消費税に係る仕入控除税額等報告書(様式第4号)により報告するものとす る。この場合において、交付決定者は、当該仕入控除税額に相当する助成金を返還するも のとする。

附則

この告示は、令和4年7月1日から施行し、同年4月1日以降に実施される研修に適用する。

香美市長 様

申請者	所在地	
	法人名	
	代表者	

# 香美市介護人材確保支援事業助成金交付申請書

香美市介護人材確保支援事業助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下 記のとおり申請します。

事 業	所の名称									
事業原	所の所在地	香美	市							
助 成	金 申 請 額									
受 講	した研修	介護	職員初	任者研	修					
受 講	者の氏名									
研修事業者の名称										
研修事	業者の所在地									
研修	の期間		年	月	日	$\sim$	年	月	日	
申請者	担 当 者 名									
	電 話 番 号									
連絡先	メールアドレス			•						

#### <添付書類>

- 1) 受講した介護職員の就労証明書(別紙1)
- 2) 研修事業者が発行する修了証明書の写し
- 3) 支払関係書類(領収書等)の写し
- 4) 受講料、テキスト代等の内訳がわかる書類(研修案内等)
- 5) 雇用契約書の写し
- 6)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(申請日が属する月のもの)

※受講者が直接研修事業者に支払った受講費を受講者に支給した場合は、支給明細書等の写しを添付し、受講者に次のことを確認のうえ署名をもらってください。

私はこの度受講した介護職員初任者研修について、勤務している事業所以外から補助又
は助成を受けておりません。
翌夕 .

# 就 労 証 明 書

香美市長 様

申請者	所在地	
	法人名	
	代表者	

次のとおり就労していることを証明します。

	氏 名	
被雇用者	住 所	
	生年月日	
	名称	
就労事業所	所 在 地	
	事業所番号	
雇用形態	<ul><li>□ 正規職員</li><li>□ 非常勤職員</li><li>□ その他(</li></ul>	<ul><li>パートタイマー・アルバイト</li><li>)</li></ul>
就労開始日	上記事業所で介 就労しています	<ul><li>護職員として 年 月 日から継続して</li><li>。</li></ul>

#### <注意事項>

- 1) 就労事業所は、香美市内のみを対象とします(法人の所在地は、市外でも可とします。)。 また、香美市介護人材確保支援事業助成金交付要綱第2条第1号に掲げる事業を行う事業 所を対象とします。
- 2)被雇用者は、対象となる就労事業所に介護職員として3か月以上継続して就労し、申請時において就労が継続していることが必要です。
- 3) 事業者において直接雇用されていない従事者(派遣社員等)は、対象となりません。

第 号 年 月 日

様

香美市長 印

### 香美市介護人材確保支援事業助成金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香美市介護人材確保支援事業助成金については、香美市介護人材確保支援事業助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

交付する	
交付決定額	円
交付しない	
理由	

香美市長 様

申請者	所在地	
	法人名	
	代表者	印

### 香美市介護人材確保支援事業助成金交付請求書

年 月 日付け香美指令 第 号で決定通知を受けた香美市 介護人材確保支援事業助成金について、香美市介護人材確保支援事業助成金交付要綱第 8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額金円

(入金先)

金融機関名					
支 店 名					
預金種別					
口座番号					
口座名義	(フリ	ガナ)			
I 左 4 教					

171	ſ
レム	Г

担当者氏名		

電話番号 \_\_\_\_\_

香美市長 様

報告者	所在地			
	法人名			
	代表者			戶
消費税及び地方消費税に係	系る仕入控	空除税額	領等報告書	
年 月 日付け香美市指令 第 介護人材確保支援事業助成金につきまして、香 第11条の規定により、下記のとおり報告しま	<b>季美市介護</b>			
意	2			
1. 香美市介護人材確保支援事業助成金	交付決定額	額		
		金		_円
2. 消費税の申告により確定した消費税仕	二入控除税额	額等		
		金		_円
				以上
(注) 国税還付金振込通知書(写し) その	)他参考と	なる資	料を添えてください。	
担当者氏名	名			_
電話番号	号			_